18 松建開第 000777 号
平成 30 年 12 月 25 日

三重県土地家屋調査士会　会長　池畑　信也　様

特定行政庁　松阪市長　竹上　真人

建築基準法第 42 条第 2 項に係る道路に関する取扱いについて（案内）

日頃は、本市の建築行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、松阪市では平成 24 年 6 月 8 日松阪市告示第 180 号「松阪市建築基準法第 42 条第 2 項に係る道路に関する指導要綱」に基づき、2 項道路に接する敷地に建築確認申請を行う際に、建築基準法第 42 条第 2 項に係る道路状況報告書兼誓約書を提出していただいているところですが、2019 年（平成 31）年 10 月から同要綱の廃止を検討しています。

同要綱を廃止した場合、2019 年（平成 31 年）10 月以降に建築確認申請を受付したものについては、2 項道路の後退部分にある既存の建築物（門、塀等を含む。）は除却していただくことになりますので、あらかじめご了知いただきますようお願いいたします。ただし、当該建築物が 2 項道路の指定を受ける以前から存在している場合は、この限りではありません。

なお、廃止の時期については諸事情により延期になる場合がありますが、その際には改めてご連絡させていただきます。

○事務連絡
松阪市建設部建築開発課
指導防災係
TEL：0598-53-4070
FAX：0596-26-9118